

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 社員販売の課税

Q: 不況の折、在庫がかなりのこっています。福利厚生をかねて社員に値引き販売をする予定です。課税関係はどうなりますか。

A: 福利厚生として自社の商品、製品等を企業の社員に通常の販売価額より低い価額で販売することはよく行われています。

この場合の課税関係は次のようになっています。

(原則) 無償または通常の販売価額よりも低い価額で商品等を譲り受けることによる経済的利益の額は課税対象になります。

(例外) 次のような値引き販売については課税されないこととなっています。

- ① 値引販売に係る価額が使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額でないこと。著しく低い価額とは通常他に販売する価額のおおむね70%未満の価額をいいます。
- ② 値引率が、役員もしくは使用人の全部につき一律に、またはこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。
- ③ 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

### 有限会社の増資のための配当要件

Q: 今回の改正で有限会社が最低資本金に達するまでの増資に充てる利益の配当が非課税となるそうですが、要件を教えてください。

A: 要件は次のとおりです。

- ① 利益の配当の全部又は一部を出資の払込に充てることにつき、すべての社員の同意があること。
- ② 出資の払込は、有限会社が利益の配当の全部または一部を銀行又は信託会社に一括して払い込む方法によること。
- ③ 利益の配当の支払及び出資の払込が同一の日に行われること。
- ④ 資本の増加が出資口数の増加の方法により行われる場合にあっては、資本の増加にかかる出資の引き受けが、その引き受けをする権利を与えられたすべての社員により、それぞれに与えられたその権利の全部についてされること。
- ⑤ 利益の配当の一部をその出資の払込に充てる場合にあっては、すべての社員について、それぞれの社員が支払を受けるべき利益の配当の金額のうち占めるその社員が出資の払込みに充てる利益の配当の一部の金額の割合が同一であること。

最低資本金の猶予期限は平成8年3月31日です。利益の配当は、定時社員総会によらなければならない。したがって、利益の配当による増資を行う機会も年一度に限られるので、特典を生かせるチャンスは何度もないのでご注意ください。